

クリエイティブカミヤ株式会社 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第一条 クリエーティブカミヤ株式会社が開設するカミヤ指定居宅介護支援事業所(以下「カミヤ」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第二条
- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、又そのおかれて
いる環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案しその有する能力に応じ、自立
した日常生活を営む事ができるよう配慮し居宅サービス計画を作成すると共にサ
ービス計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう各事業者等との連絡調整
を行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの
密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の提供さ
れる居宅サービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することの
無いよう、公正中立に行う。
 - 4 上記のほか、関係法令による具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1)名称 カミヤ

(2)所在地 神奈川県平塚市袖ヶ浜 16-62 第三ヤマイチビル

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 カミヤに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1)管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等が心身の状況や置か
れている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、
サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保される
よう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

(3)事務職員 必要と認める人員を配置する。

(営業日及び営業時間)

第五条 カミヤの営業日及び営業時間は、以下の通りとする

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする(祝日は営業しない)。
但し 12 月 30 日から 1 月 3 日までは休業とする。
- (2)営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- (3)前項の規定に関わらず、緊急時においてはその限りではない。

(居宅支援の内容及び提供方法)

第六条 居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

- (1)在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、またその相談は事業所相談室もしくは利用者宅で行う。
- (2)介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整を行い必要に応じて、事業所相談室、公共施設もしくは利用者宅等にて、サービス担当者会議を開催する。
- (3)要介護者等が介護保険施設への入所を必要とする際には、介護保険施設の紹介、その便宜の紹介を行うこと。

厚生労働大臣が定める基準(もしくは事業内容)は事業所の見えやすい場所に掲示する。

(利用料)

第七条 指定居宅介護支援事業所の利用料は、次の通りとする

- 1 法定代理受領分 厚生省令に定める額(無料)
- 2 交通費 第九条に規定する通常事業の実施地域以外の場所については別途交通費を徴収する。
 - ① 事業の実施地域を越えた地点から片道概ね 10 k m未満 400 円
 - ② 事業の実施地域を越えた地点から片道概ね 10 k m以上、以後 5 k m増すごとに 200 円
 - ③ 公共交通機関を利用した際の実費分

(業務継続計画の策定等)

第八条

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者様へ継続して居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常の体制で早期の業務再開を図るための(業務継続計画)を策定する。

(虐待の防止について)

第九条 利用者の虐待防止のために必要な措置を講ずる

- ① 虐待防止のための指針を整備する
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る
- ③ 虐待防止のための研修を定期的実施する
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を選定する

(緊急時に対する対応方法)

第十条 介護支援専門員は、要介護者等を訪問中にその利用者等の状態に急変や緊急事態が生じた時は、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に連絡する。

(通常の事業の実施地域)

第十一条 通常の事業の実施区域は、平塚市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第十二条 指定居宅介護事業所は社会的使命を十分認識し、介護支援専門員の質的向上を図るため、行政主催による研修への参加や自主的に各種研修等へ参加することにより、研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 1 職員は業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約との内容とする。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項はクリエイティブカミヤ株式会社と事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

この規定は、令和6年4月1日より施行する。